

# 中央区

## こども誰でも

# 通園制度



### ◎ こども誰でも通園制度とは？

保護者の就労要件等を問わず、保育所等を定期的に利用でき、他のこどもと一緒に過ごすことでお子さんの成長を応援し、育児に関して保育士からアドバイスを行う等の子育て支援を行います。

### ◎ 対象

・認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業等を利用していない0歳6カ月～2歳児クラス相当のお子さん

### ◎ 利用方法

・月 20 時間（1日上限 8 時間）の枠内で定期的に利用  
※中央区外の施設を利用する場合または3歳に達した月の翌月からは月 10 時間までの利用となります。

### ◎ 利用料金

・原則無料  
※利用する施設により実費負担、超過料金、およびキャンセル料金が発生する場合があります。  
※中央区外の施設を利用する場合は、利用施設が定める利用料金を施設へお支払いした後、区へ還付請求することができます（利用状況によっては還付できない場合があります）。

### ◎ 区内の実施施設

・下記二次元コード（中央区ホームページ）よりご確認ください。  
※中央区で利用認定後、区外の施設もご利用いただけます。

【中央区ホームページ】



ページ ID : 17513

【問い合わせ先】

- 制度について  
中央区福祉保健部保育課保育計画係 TEL : 03-3546-5739
- 認定について  
中央区福祉保健部保育課保育入園係 TEL : 03-3546-5227・5387・9587
- 区外施設の利用料金の還付について  
中央区福祉保健部保育課保育給付係 TEL : 03-3546-5422



# 利用の流れ

## 利用者

### ① 利用登録申請 (乳児等支援給付認定申請)

下記二次元コードから申請してください。

「電子申請一覧」

(中央区ホームページ ID : 17313)

→「こども誰でも通園制度 利用登録申請」



## 中央区

### ② 利用認定・アカウント発行

・認定後、「つうえんポータル(※)」のアカウント発行通知をメールで送信します。

・申請から1～2週間程度かかります。

※こども家庭庁が運用する専用システム

## 施設

### ③ 事前面談予約

・つうえんポータルにログインし、パスワードを変更してください。

・お子さまが初めて利用する施設においては、事前面談を実施する必要があります。つうえんポータルで予約を行ってください。

### ④ 事前面談

利用希望施設で事前面談を実施します。

※事前面談は利用を確定するものではありません。枠の状況等によっては利用をお断りする場合があります。

### ⑤ 利用申請

面談後、施設が受け入れを確定した後に利用が可能になります。つうえんポータルで利用申請を行ってください。

### ⑥ 利用開始

(令和8年4月～)

利用日当日、登降園の際に施設が提示する二次元コードをスマートフォンで読み込み、登降園の時間を登録してください。

※利用の流れの詳細や、還付請求については、表面の二次元コード(区ホームページ)をご確認ください。

※実施施設の状況やお子さんの心身状況によっては、ご希望の日時で事前面談および受け入れができない場合があります。

※つうえんポータルのご利用方法は、アカウント発行後、マイページにてご確認ください。